

## 第 74 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
豊後大野市新規就農者技術習得研修施設
  
- 2 指定管理者となる団体  
豊後大野市大野町宮迫 1967 番地  
公益社団法人 豊後大野市農林業振興公社
  
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

令和 7 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

#### 提案理由

豊後大野市新規就農者技術習得研修施設の指定管理者として公益社団法人豊後大野市農林業振興公社を指定したいので、この案を提出するものである。